

民間協働専門部会の審議状況について

行政改革課

1 県立病院の経営形態についての審議経過と今後のスケジュール

平成 19 年 10 月	「民間との協働等による県の行政機構の合理化について」行政機構審議会へ諮問。民間協働専門部会を設置し、調査・検討することとされた。
平成 19 年 11 月 ～平成 20 年 5 月	第 1～5 回民間協働専門部会 現状と課題、現地調査、他自治体の状況、経営形態の比較検討 等
平成 20 年 8 月～ 8 月下旬～9 月上旬	第 6 回～ 経営形態の比較検討、報告素案、報告案の検討 専門部会の検討結果を審議会に報告、審議会からの答申
9 月	答申を受けての県の実施案策定・公表
12 月以降	必要に応じて議会への議案提出等

2 県立病院の役割・存在意義

→ 今後とも県立の病院として必要な役割を果たし続けていくことが前提

- (1) 地域で必要とされるが、不採算である医療の提供
- (2) 一般の医療機関で対応できない高度・特殊医療の提供
- (3) 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割

3 病院経営上の課題

- (1) 医師不足の深刻化（須坂病院の分娩休止、各病院で欠員）
- (2) 看護師等の医療職種の職員確保困難
- (3) 医療制度改革等の国の医療政策の変化
- (4) 厳しい財務状況

H19 年度は、一般会計から 40 億円を繰り入れたうえで、3 億 6 千万円の赤字決算。累積欠損金は、115 億円を超えている。

4 経営改革の取り組みに適した経営形態の検討

- (1) 今後も県立の病院として持続的に医療提供を行っていくために必要な事項

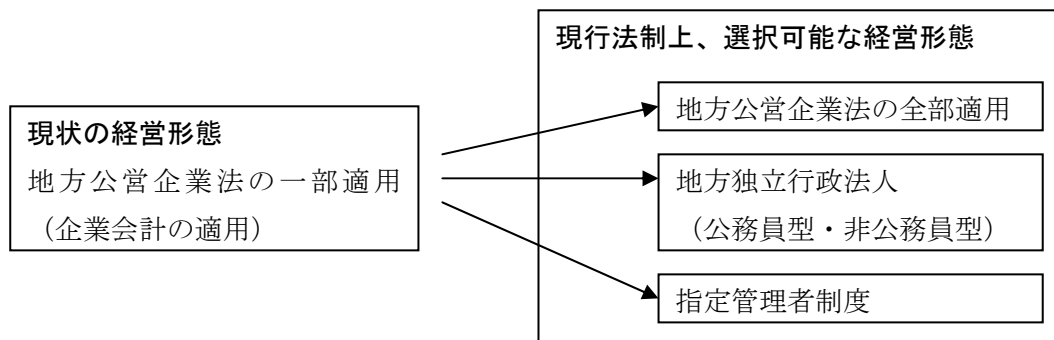
- ア 病院への職員採用権限委譲等、柔軟な採用システムによる人材確保
- イ 業務の実態に合わせた給与体系の構築
- ウ 職員の専門性を高めるための人事制度
- エ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度
- オ 一般会計からの適正な負担金の確保

- (2) 経営改革における制度上の制約

- ア 県の行政機関の一部であることによる、採用・給与・予算面での制約
- イ 県の人事管理の一環としての職員配置による、事務職等の専門性向上の限界

(3) 新たな経営形態についての検討

上記(1)の事項を実現するため、専門部会では、県立病院が採り得る経営形態を比較検討している。



(4) 専門部会の検討の状況

- ・ 地方公営企業法に基づく経営形態は、地方自治法等の諸法令の制約により迅速適切な病院経営を行うには不利であり、現下の状況に即応した対応ができない。
- ・ 指定管理者制度については、継続的な病院経営が保証されないと
との意見がある。

また、地方独立行政法人については、

経営の自由度が高く、他の経営形態に比べメリットがある。

との意見があるほか、先行する事例でも成果があがっていることが示されている。

(先行事例)

○岡山県精神科医療センター（平成19年4月に地方独立行政法人化）

○国立病院機構、国立大学附属病院の成果（平成16年に独立行政法人化）

一方、独立行政法人化に対して次のような事項を懸念する意見もある。

- ・ 看護師等は、県職員として働きたいという動機で確保できる要素もあり、職員の身分が公務員から非公務員に変更されると、人材確保が難しくなる。
- ・ 健全化や財政という面では、短期的には効果があるかもしれないが、さらに効率化・財政健全化を求められることにはならないか。その場合、地域に必要な医療サービスの提供などに支障がでてくるのではないか。
- ・ 独立行政法人は制度が始まったばかりで、本当に検証がされるかどうか分からない。一旦、非公務員型の独立行政法人にしてしまえば、問題があった時に元に戻すことができない。そういった観点からも検討すべき。
- ・ 議会の関与を通じた県民の意見の反映がされにくくなる。

【参考資料】

1 県立病院の現状

(1) 入院・外来患者数等の動向（人・％）

年度	入院	外来	計	病床利用率
17	334,240	443,456	777,696	78.6
18	331,228	431,717	762,945	77.7
19	311,993	424,800	736,793	70.1

(2) 財務状況（千円）

年度	一般会計負担金	純利益・損失	累積欠損金
17	3,960,161	△536,343	△11,061,028
18	4,048,332	△108,112	△11,169,140
19	4,038,279	△366,562	△11,535,702

2 地方独立行政法人制度の概要

